

# 新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策一覧（事業者向け）

	支援策	主な概要	主な条件等	相談窓口	
資金繰り	<b>S N</b> セーフティネット保証4号 【民間系融資への信用保証】	保証割合： <b>100%</b> 保証枠：別枠2.8億円(5号と共有)	・最近1か月間の売上高等が前年同月比で <b>20%</b> 以上減少し、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比 <b>20%</b> 以上減少が見込まれる	佐賀市商業振興課 金融・労政係 <b>0952-40-7102</b>	
	<b>S N</b> セーフティネット保証5号 【民間系融資への信用保証】	保証割合： <b>80%</b> 保証枠：別枠2.8億円(4号と共有)	・指定業種に属する事業を行っている(※5/1~ <b>全業種</b> に拡大) ・最近3か月の売上高等が前年同月比 <b>5%</b> 以上減少(※コロナに関しては見込みを含めた計算が可能)		
	<b>S N</b> 危機関連保証 【民間系融資への信用保証】	保証割合： <b>100%</b> 保証枠：別枠2.8億円(4号5号の別枠)	・最近1か月間の売上高等が前年同月比 <b>15%</b> 以上減少し、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比 <b>15%</b> 以上減少が見込まれる		
	融資	☆新型コロナウイルス感染症資金繰り対策資金（経営改善資金） 【民間系・佐賀県制度融資】	融資額： <b>8,000万円</b> 、利率： <b>1.3%</b> 貸付期間：運転 <b>10年</b> （据置 <b>2年</b> ）	・県内で事業を行う中小企業者	最寄りの民間金融機関
	融資	☆新型コロナウイルス感染症対応資金 【民間系・佐賀県制度融資】 <b>new</b>	融資額： <b>3,000万円</b> 、利率： <b>1.3%</b> 貸付期間：運転・設備 <b>10年</b> （据置 <b>5年</b> ）	・県内で事業を行う中小企業者	最寄りの民間金融機関
	利子優待	利子補給・信用保証料ゼロ 【☆の佐賀県制度融資】	利子補給： <b>3年分</b> 信用保証料： <b>ゼロ</b>	・セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定	佐賀県産業政策課 <b>0952-25-7093</b>
	融資	★新型コロナウイルス感染症特別貸付 【政府系・無利子無担保融資】	融資額：中小事業 <b>3億円</b> 、国民事業 <b>6,000万円</b> 利率：当初 <b>3年間基準金利▲0.9%</b> 貸付期間：設備 <b>20年</b> 、運転 <b>15年</b> （据置 <b>5年</b> ）	・最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期比 <b>5%</b> 以上減少	日本政策金融公庫佐賀支店 （国民）0952-22-3341 （中小）0952-24-7224
	融資	★危機対応融資 【政府系・無利子無担保融資】	融資額： <b>3億円</b> 利率：当初 <b>3年間基準金利▲0.9%</b> 貸付期間：設備 <b>20年</b> 、運転 <b>15年</b> （据置 <b>5年</b> ）	・最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期比 <b>5%</b> 以上減少	商工中金佐賀支店 <b>0952-23-8121</b>
利子優待	特別利子補給制度 【★の政府系無利子無担保融資】	利子補給：当初 <b>3年分</b>	・個人事業主： <b>要件なし</b> ・小規模事業者（法人）：売上高 <b>15%</b> 以上減少 ・中小企業者（上記を除く事業者）：売上高 <b>20%</b> 以上減少	中小企業金融相談窓口 <b>0570-783183</b>	
融資	緊急小口資金 【社会福祉協議会・一時的な緊急貸付】	融資額： <b>10万円</b> （個人事業主は <b>20万円</b> ） 利率： <b>0%</b> 貸付期間： <b>2年</b> （据置 <b>1年</b> ）	・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少した	佐賀市社会福祉協議会 <b>0952-32-6670</b>	
支援金・補助金	給付	持続化給付金 【国】	給付額：法人 <b>200万円</b> 、個人 <b>100万円</b> 上限：昨年1年間からの売上減少分	・ひと月の売上高が前年同月比 <b>50%</b> 以上減少 ・「持続化給付金」事務局HPから電子申請 <a href="https://www.jizokuka-kyufu.jp/">https://www.jizokuka-kyufu.jp/</a> ・佐賀玉屋1階にて「申請サポート会場」開設（5/21～、要予約）	申請サポート会場 電話予約窓口 <b>0570-077-866</b>
	補助金	佐賀型新業態スタート支援事業補助金 【佐賀県】 <b>new</b>	補助上限額： <b>20万円</b> 補助率： <b>2/3以内</b>	新型コロナウイルス感染症対策として、 <b>新たな業態や業種別のガイドライン等の遵守</b> に取り組む中小・小規模事業者	佐賀県支援制度相談センター <b>0952-25-7462</b>
	支援金	佐賀型宿泊施設支援金 【佐賀県】 <b>new</b>	支援金額： <b>1施設ごと50万円</b>	旅館業法の許可を受けており、県内旅館組合、各市町の観光協会、県観光連盟いずれかの組織に加入している県内の <b>ホテル・旅館</b>	(一社)佐賀県観光連盟 <b>0952-26-6754</b>
	支援金	佐賀型貸切バス・タクシー支援金 【佐賀県】 <b>new</b>	支援金額： <b>貸しバス1台ごと10万円</b> <b>タクシー1営業所ごと20万円</b>	県内貸切バス・タクシー事業者	佐賀市事業継続支援金事務局 <b>0952-40-7125</b>
	支援金	佐賀市事業継続支援金 【佐賀市】	支援金額： <b>法人20万円</b> 、個人 <b>10万円</b> 上乗せ：法人 <b>+20万円</b> 、個人 <b>+10万円</b>	【基本】1か月の売上高が前年同月比 <b>20%</b> 以上減少 【上乗せ】①1か月の売上高が前年同月比 <b>50%</b> 以上減少 ②国の持続化給付金や融資等を受けた	佐賀市事業継続支援金事務局 <b>0952-40-7125</b>
雇用・労働	助成	雇用調整助成金 【休業手当等の助成・コロナ特例】	助成額上限：労働者1人1日当たり <b>8,330円</b> 助成率(※)：中小企業 <b>9/10</b> (※2)、大企業 <b>3/4</b> (※1)解雇等行わない場合(※2)県の休業申請を受けた場合等は10/10	・新型コロナウイルス感染症の影響を受け経済活動の縮小を余儀なくされ、労働者に <b>休業手当</b> の支払い、 <b>教育訓練</b> 等を行った ・継続雇用期間6か月未満や雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象	佐賀労働局職業安定部 <b>0952-32-7173</b>
	助成	休校に伴う保護者の休暇取得支援 【労働者に休暇取得させた事業者向け】	助成額上限：労働者1人1日当たり <b>8,330円</b> 助成率： <b>10/10</b>	・臨時休校等に伴い子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、正規・非正規問わず、労働基準法上の <b>年次有給休暇とは別途、有給</b> （賃金全額支給）の休暇を取得させた	学校等休業助成金・支援金コールセンター <b>0120-60-3999</b>
	助成	休校に伴う保護者の休暇取得支援 【フリーランス向け】	助成額：就業できなかった日 <b>1日当たり4,100円</b> （定額）	・臨時休校等に伴い子の世話をを行う必要が生じ、契約した仕事ができなくなった	